

でんさいの取立充当につき偏頗行為否認が認められた事例

【文献種別】 判決／大分地方裁判所

【裁判年月日】 令和6年10月25日

【事件番号】 令和4年(ワ)第179号

【事件名】 否認請求認容決定に対する異議請求事件

【裁判結果】 認可

【参照法令】 破産法162条・174条・65条～67条、商法521条、電子記録債権法

【掲載誌】 判タ1533号163頁

◆ LEX/DB 文献番号 25623074

弁護士 木村真也

事実の概要

本判決は、電子記録債権（以下「でんさい」という。）の窓口金融機関であるXが、破産者に帰属するでんさいの決済としてXに送金されてきた金員につき商事留置権を主張して貸付金に対する弁済充当をしたところ、当該弁済充当行為に対して破産管財人が否認の請求（破産法174条）をし、裁判所がこれを認容する決定をしたために、Xが異議の訴えを提起した事案に対する第一審判決である¹⁾。

本件においては、主位的には、上記金員について商事留置権が成立するかが争われ、手続の係属中にXによる相殺意思表示がなされ、予備的に、Xによる相殺が破産手続上有効かが争われた。

判決の要旨

「1 争点1（本件各でんさいについて商法521条の商事留置権が成立するか）について

商法521条は、『その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる』と規定しているところ、このうち、『物』については、一般に民法85条、86条の物と同じ意味に解すべきものとされており、いわゆる有体物がこれに当たると解される。そして、『有価証券』については、明治44年の商法改正…によって、『債務者の所有物』が『債務者所有の物又は有価証券』と改められたものである…。そうすると、同条の文理に照らせば、電子記録債権法上の電子記録債権である本件各でんさいが同条にいう『物』に当た

るとは直ちには解し難く、また、少なくとも、本件各でんさいが前記の商法改正時に想定されていた『有価証券』に該当するとはいえない。」

「本件各でんさいについては…破産者に係る破産手続開始決定がされた後になってようやく本件各でんさいについて各債務者の窓口金融機関からXに対して破産者の口座に入金処理を行う旨の各振込通知が送付され、口座間送金決済の手続が進められたというのであるから…再生手続開始決定前に約束手形についての取立委任裏書が既にされていた本件最判の事案…とは事案を異にする…。なお、債権者がでんさいに係る発生記録の請求に伴って窓口金融機関の債権者口座に係る情報提供をしたこと（電子記録債権法15条…）を、約束手形における取立委任裏書と同様のものとして考えるとすれば…発生記録が請求される全てでんさいについて窓口金融機関の商事留置権の成立が認められることとなることを意味するが…でんさいについて約束手形よりも広範に商事留置権の成立が認められるべきことを基礎づける合理的な根拠は見出しづらい。」「本件各でんさいの決済の過程で決済に係る金員がXにおける破産者名義の預金口座に振り込まれることが予定されている…からといって、Xが、本件開始決定の当時、電子記録債権である本件各でんさいにつき、占有と同視できるような事実上の支配権限を有していたということはできない。そもそも、業務規程上、でんさいの決済は口座間送金決済に限定されているとはいはず、でんさいに係る債務が口座間送金決済以外の方法によって支払われ、その支払に係る支払等記録が請求されることもあり得る…のであるから…本件各でんさいに係る金員が破産者名義の

預金口座に振り込まれることが確実であったとはいえない…。」「窓口金融機関が任意で口座間送金決済に係る金員の通帳記帳を拒むことができる根拠は見当たらないから、窓口金融機関が本件各でんさいを事実上支配していたものとは到底認められない。」「以上によれば、本件各でんさいについて別除権としての商事留置権が成立するとは認められない…。」

「2 争点2（相殺の可否）について

破産法67条1項は、破産債権者が破産手続開始の時において破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで相殺をすることができる旨を定め、同条2項後段は、この債務が期限付き若しくは解除条件付きであっても相殺することは妨げられない旨を定める。Xが受働債権として主張する本件寄託金返還請求権は、本件各でんさいの口座間送金決済処理に伴ってB社及びA社からXの破産者名義の預金口座宛てに送金された金員に係る寄託金返還請求権であるところ…本件各でんさいの口座間送金決済は本件開始決定後にされている。」「一般に、受取人と銀行との間における振込金額相当の普通預金契約は、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に現に振込みがあったときに成立すると解されるから、Xの破産者名義の預金口座に送金される前である本件開始決定の時点で、破産者がXに対して期限付き若しくは条件付き債権としての本件寄託金返還請求権を既に有していたものとはいえない。むしろ…本件各でんさいの口座間送金決済が本件開始決定後にされていることからすれば、Xは本件寄託金返還請求権に係る債務を破産手続開始後に負担したものというべきであるから、破産法71条1項1号によってX主張の相殺は禁止されるものというべきである。」

判例の解説

一 問題の所在

本件では、破産法162条1項1号口に該当する事実があること自体は前提とされた上で、否認の実質的要件（有害性に関するものと解される）に関して、以下が争われた。

①Xはでんさいについて商事留置権を有しており、それに基づきその取立金を破産債権に充当することができるか（上記の争点を「争点1」という。）²⁾。

②Xはでんさいを条件付債権として有しており、破産法67条2項後段に基づき、相殺をすることができるか（以下「争点2」という。）³⁾。

本判決は、上記いずれについても、Xの主張を退け、原決定を維持した。

筆者は、争点1及び争点2に関する本判決の判断には賛同するものの、後述のとおり、本件の手続が否認の請求により、寄託金返還請求ないし不当利得返還請求ではなかったことについては、検討の余地があるようと思われる。

二 でんさいについて

電子記録債権ないしでんさいとは、電子記録債権法に基づき整備された電子的な仕組みに基づき取り扱われる債権であり、従来の手形と同様の機能を有する。でんさいは、全国銀行協会の子会社である株式会社全銀電子債権ネットワークが電子記録債権機関となって提供するシステムサービス（通称でんさいネット）を通じて発行、管理され、手形と類似の譲渡性などが確保されている。でんさいは、金融機関において管理されることが通常であり、本件では、破産財団に属するでんさいが、破産債権者である金融機関であったXが管理しており、破産手続開始決定後にその入金を受けて破産債権へ充当処理をしたものである⁴⁾。

三 争点1について

争点1におけるXの主張の要旨は、でんさいは、手形に準ずるものであるため、Xは破産財団帰属の手形の取立委任を受けた地位に準ずるというものである。手形の取立委任を受けた金融機関は、当該手形の上に商事留置権（商法521条）⁵⁾を有し、商事留置権は、破産法上、特別の先取特権とみなされる別除権であるから（破産法65条、66条）、その取立金に対してもその効力が及ぶものとして破産債権に充当することができる⁶⁾。そして、でんさいの取扱金融機関であるXは、上記と同様に取立金に対して商事留置権を行使して破産債権に充当することができるというのである。

この点について、Yは、でんさいは手形とは同視し得ないこと等を主張して争ったが、本判決は、要旨、以下の理由にて、この見解を採用した。

①商法521条の定める「物」または「有価証券」の文言及び沿革に鑑み、でんさいがこれに該当するとは解されない。

②破産手続開始決定後に破産者の口座に入金処理がされたものであり、平成 23 年最判とは事案を異にする。

③窓口金融機関に債権者口座に関する情報提供をしたことを、約束手形における取立委任と同視することはできない。

④本件各でんさいの決済の過程で決済に係る金員が X における破産者名義の預金口座に振り込まれることが予定されているからといって、X が、本件開始決定の当時、本件各でんさいにつき、占有と同視できるような事実上の支配権限を有していたということはできない。

⑤窓口金融機関が口座間決済の中止をなしうる場合は限定されており、譲渡記録の請求の手続を任意に止めることを基礎づける根拠も見当たらぬなど、占有と同視しうる事実上の支配を有していたとはいえない。

この点、原決定も複数の文献を引用しつつ、基本的に同旨の判断をしている。学説でも、でんさいについては、商法 521 条の「有価証券」に該当するか、「占有」（準占有）が観念できるかにつき議論があるが⁷⁾、肯定的に解する見解⁸⁾のほか、否定的に解する見解⁹⁾ や立法を要するとする見解¹⁰⁾ などが有力とされている。でんさいは、手形に類するとしても、上記に指摘されるとおり、本件事実関係のもとで商事留置権の成立を否定した判断は、相当であろう。

四 爭点 2 について

争点 2 は、X が、でんさいに基づく振込みがなされることは確実であったなどとして、破産者に対して停止条件付債務を負担していた、または、それに準ずる地位にあったものとして、破産法 67 条 2 項後段に基づき相殺が認められるから、否認権が認められないとするものである。

この点についても、Y は、停止条件付債権に該当せず、破産法 71 条 1 項 1 号に基づき相殺禁止該当するため、相殺は許されないと争ったが、本判決は、以下のとおり判断して、相殺は禁止されるとした。

①本件各でんさいの口座間送金決済は本件開始決定後にされている。

②一般に、受取人と銀行との間における振込金額相当の普通預金契約は、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に現に振込みがあったとき

に成立すると解される。

③上記のとおり、本件開始決定の時点で本件各でんさいに係る金員が X の破産者名義の預金口座に送金されることが確実であったともいえない。

④X は本件寄託金返還請求権に係る債務を破産手続開始後に負担したものというべきであるから、破産法 71 条 1 項 1 号によって X 主張の相殺は禁止されるものというべきである。

この判断についても、でんさいの取立てによりはじめて金融機関の債務負担が生じ、それまでの間においては、金融機関が当該でんさいについて確実に回収金を受領するわけではないと解するのが一般的であると考えられ、破産法 71 条 1 項 1 号に該当するものとして相殺禁止とした判断は相当であると考えられる。

なお、ここで主張されている相殺は、X の有する破産債権を自働債権とし、X が破産者に対して負担するでんさいの取立金の預り金返還債務を受働債権とする相殺であると理解される。そうするとその主張の位置付けとしては、破産法上相殺が許容されるために、充当行為について有害性が欠けるというものであると思われる。そのため、否認を認容した原決定を維持しうるかを判断する上で、相殺の可否を判断することが求められるというものである。本判決もそのような位置付けにおいて判断していると解される。これに対して原決定は、否認請求手続においては否認の成否のみが判断事項であり、相殺については判断しないとしつつ、相殺禁止の旨を付言している。相殺の位置付けについての理解にもかかわるが、上記のとおりであるとすると、相殺の可否の問題は否認権の成否の判断の前提として必要な事項であり、現に付言されていることからも明らかなどおり、否認請求手続においても判断が求められる事項となるのではなかろうか。

五 電子化された投資信託についての判例との比較について

本件と直接関係するものではないが、参照に値すると思われるものとして、電子化された投資信託についての窓口金融機関が、投資信託の解約金を受働債権として、自ら有する保証債務履行請求権（自働債権）との間で相殺した事案について、最判平 26・6・5 民集 68 卷 5 号 462 頁（以下「平成 26 年最判」という。）は、民事再生法 93 条 1 項

3号の相殺禁止に該当し、2項2号の「前に生じた原因」に該当しないとした判断を指摘することができる¹¹⁾。ここでは、商事留置権への該当性ではなく、相殺禁止における「前に生じた原因」への該当性が争われたが、窓口金融機関が「本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいはず、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである」とされている。

本件では、上記のとおり、でんさいについて商事留置権の成否及び相殺禁止の該当性が争われたが、そこでは窓口金融機関がでんさいに対して、どの程度実質的な支配をしていたかが争われ、それらが否定されたことにより、商事留置権の成立要件としての「占有」が否定され、また、相殺の許容要件としての条件付債務該当性が否定された。

平成26年最判は、対象権利が投資信託受益権であることに加えて、危機時期に取立て、相殺がなされた点で、本件とは事案が異なるが、窓口金融機関が電子化された投資信託受益権に対して、実質的支配ないし相殺期待を有していたかどうかを検討し、これを否定したという意味で、本件の判断と通底する点があるように思われる。

六 本件が否認の請求に適するかについて

本件の争点とはされていないが、本件が否認の請求という手続によったことについては、検討の余地があったように思われる。破産法174条1項により、否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならないところ、本件で、否認の対象行為が存在したといえるのかが問題となりうる。

すなわち、本件ででんさいが取り立てられて破産債権に充当されたのは、破産者の破産手続開始決定後であるため、その充当行為は、破産手続開始決定の弁済禁止効（破産法48条、100条等）に抵触して破産手続に対して効力を主張することができないと構成することが可能ではなかったか。そうすると権利主張の方法は否認請求ではなく寄託金返還請求権または不当利得返還請求権に基づく訴訟提起とすることが考えられるようと思われる¹²⁾。現に、本件で引用されている平成23年最判の事案では、不当利得返還請求の構成がとられている。平成10年最判では、不法行為責任が主

張されているところ、やはり否認権の構成ではない。

破産手続開始後の行為が否認権の対象となるかについては、必ずしも明確ではないと思われるが¹³⁾、本判決及び原決定がこの点を認める理由付け等については、必ずしも明確ではないようと思われる¹⁴⁾。

●—注

- 1) なお、本判決に対しては控訴がなされ、控訴棄却の判決がなされたとのことである。
- 2) 最判平23・12・15民集65巻9号3511頁参照、以下同判決を「平成23年最判」という。
- 3) 条件付債務による相殺については、最判平17・1・17民集59巻1号1頁参照。
- 4) でんさいについては、萩本修=仁科秀隆編『逐条解説電子記録債権法』（商事法務、2014年）13頁、始閑正光ほか「電子記録債権法の概要」ジュリ1345号2頁、浅田隆ほか「座談会・ペーパーレス証券からの回収の可能性と課題—投信受益権からでんさいまで—」金法1963号6頁など参照。
- 5) 商法521条の商事留置権は、「商人間において双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる」というものであり、本件では、特に「物又は有価証券」及び「占有」が認められるかが重要な争点となる。
- 6) 破産手続につき最判平10・7・14民集52巻5号1261頁（以下「平成10年最判」という。）、再生手続につき、平成23年最判参照。
- 7) 浅田ほか・前掲注4)6頁参照。
- 8) 日本銀行金融研究所「電子的記録に基づく権利を巡る法律問題研究会」報告書『振替証券・電子記録債権の導入を踏まえた法解釈論の再検討』37頁参照。
- 9) 加藤貴仁「電子記録債権と商事留置権—試論—」金融法務研究会報告書(22)66頁参照。
- 10) 内田貴『民法III〔第4版〕』（東京大学出版会、2020年）671頁参照。
- 11) 破産法71条1項3号、2項2号に相当する。
- 12) 判タ1533号163頁でも同様の点が指摘されている。
- 13) やや関連する問題として、否認権について破産者の行為が必要かという問題があるが、この点については、伊藤真『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）567頁、伊藤真『条解破産法〔第3版〕』（弘文堂、2020年）1105頁など参照。
- 14) 本判決を紹介する記事として、判タ1533号163頁、石毛和夫「電子記録債権に対する商事留置権」銀法932号67頁参照。